

民間保険を活用する際に検討すべき 事項について

操作者別の災害補償について

【操作者が市町村職員の場合】

- 市町村職員が公務により水門・陸閘等を操作中に被災した場合、「[公務災害](#)」として補償される。
- 上記のうち、[天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦に従事する際に](#)、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において被災したものと認められるときには、[補償が加算される場合がある](#)。

【操作者が消防団員等の場合】

- 消防団員等の公務上の被災は、「[公務災害](#)」として補償される。
- 生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において被災した場合は、傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の額が加算される「[特殊公務災害](#)」として補償される。

【操作者が民間企業の労働者の場合】

- 労働者が、[業務として水門・陸閘等の操作中に生じた被災は](#)、「労働者災害補償保険法」に基づく[保険給付の対象](#)となる。

【操作者が自治会等の個人の場合】

- [民間の傷害保険に加入していない限り](#)、補償されない。
- 通常の普通傷害保険の加入では、[天災等\(地震もしくは噴火またはこれらによる津波\)による被災は免責](#)となる。
- 但し、これを復活担保する[特約を付加](#)することで、[天災地変を補償する保険商品](#)がある。

傷害保険活用の際に検討すべき事項

- 委託者は、民間の傷害保険等を活用して、自治会等の個人操作者が安心して操作業務に従事できる環境を整える必要がある。
- 一方で、保険による補償は契約方式や特約内容が多岐に渡るため、委託者は委託先の実情に応じて、適切に補償内容の検討を行うことが望ましい。
- 民間の傷害保険による補償を検討する際に検討すべき事項を下記の通りまとめる。

契約方式について

【団体契約(団体傷害保険)】

- ⇒委託者は多数の水門・陸閘等を管理委託しており、また、基本的に操作は複数人で行うことが望ましいことから、団体契約をすることで団体割引のメリットを活用できる。
- ⇒団体契約をした場合、被保険者数に応じて保険料は安くなる。
(例)被保険者数が500名以上の場合、割引幅は10%程度)

特約内容について

以下の特約は、重複付加することができるため、委託者は実情に応じて合理的かつ必要な補償を検討することが望ましい。

【天災危険特約】

- ⇒水門・陸閘等の操作は、訓練等を除き津波及び高潮襲来時が基本であることから、天災危険特約を付加しなければ、災害時の傷害補償は受けられない。
- ⇒天災危険特約を付加した場合、保険料は高くなる。(割増幅は、契約類型ごとに異なる。)

傷害保険活用の際に検討すべき事項

【管理下中担保契約】

⇒「行事に参加中のみ」等、補償範囲を時間的・場所的に限定する特約。水門・陸閘等の操作は、管理者からの指示によって実施されるものであるため、合理的な加入方法として、補償範囲を時間的・場所的に限定することができる。

⇒「管理下中」の定義は、保険会社と契約者が協議のうえ決定するもので、ある程度柔軟に決定できる。

⇒管理下中担保特約を付加した場合、保険料は安くなる。(割引幅は、契約類型ごとに異なる。)

＜管理下中の定義の例＞

1) 〇〇水門の津波・高潮襲来時の開閉操作中

2) 〇〇水門の操作訓練中 など

【記名／無記名式契約】

(1) 記名式契約

契約時に被保険者を記名して確定しておく契約。被保険者が変われば、その都度、保険会社に通知する必要がある。

(2) 無記名式契約

保険契約者と一定の関係にあるもの全員を被保険者として、その名簿を備え付けることで、契約時に被保険者の記名を省略することができる特約。被保険者が交代しても、人数に増減がなければ契約内容の変更手続きは不要(名簿の変更は必要)。水門・陸閘等の場合、「管理者(委託者)から水門・陸閘等の操作委託を受けている者」等とすることで、無記名式契約が可能となる。

⇒無記名式契約とした場合、保険料は高くなる。(割増率は5%程度となる。)

傷害保険活用の際に検討すべき事項

【通算短期率特約】

- ⇒活動日が点在している場合、活動日のみを補償する特約。
⇒通算短期率特約を付加すると、活動日数に応じた短期率によって保険料は安くなる。
(通算短期率を活用できる日数の上限が保険会社により異なる可能性がある。)

(1) 団体活動日特定方式または個人活動日特定方式

団体又は個人の活動日が特定されている場合に、その日数に対応する通算短期率を適用するもの。活動日数が増減した場合、締結契約に対する適用料率との差額が追加請求または返還される。
(例)年間活動日数が30日以内の場合、短期率は35%程度となる。)

(2) 前年活動実績方式または平均活動日数方式

1) 前年活動実績

団体または個人の前年度の活動実績から最多日数を算出し、その日数に対応する通算短期率を適用するもの。

2) 平均活動日数方式

被保険者の平均活動日数に対応する通算短期率を適用するもの。活動日数等が変更になっても、保険料の追加請求または返還は行われぬ。

(例)年間活動日数が30日以内の場合、短期率は35%程度となる。)

$$\text{平均活動日数} = \frac{\text{被保険者ごとの活動日数の合計}}{\text{合計被保険者数}}$$

※水門・陸閘等の操作業務の場合、保険料確定等の関係から「前年活動実績方式または平均活動日数方式」による契約の方がなじみやすい。

通算短期率の考え方(例)

【団体または個人活動日特定方式】

操作従事者全員が参加するものとする。

被保険者	活動予定表	操作従事者
A建設社員	毎月10日に操作訓練を実施(12回/年)	5人
B自治会会員	隔月15日に操作訓練を実施(6回/年)	3人
C自治会会員	隔月10日に操作訓練を実施(6回/年)	2人

○年間活動日数:18日

○被保険者数:10人

【前年度活動日特定方式または平均活動日数方式】

操作従事者全員が参加したものとする。

被保険者	活動実績表	操作従事者
A建設社員	毎月10日に操作訓練を実施、台風○号時に1回出動。(13回/年)	5人
B自治会会員	隔月15日に操作訓練を実施、台風○号時に1回出動。(7回/年)	3人
C自治会会員	隔月10日に操作訓練を実施、台風○号時に1回出動。(7回/年)	2人

<前年活動実績方式>

○年間活動日数:上表を前年度の活動実績表とした場合、19日。

○被保険者数:10人

<平均活動日数方式>

○平均活動日数 = $\frac{\text{被保険者ごとの活動日数の合計}}{\text{合計被保険者数}} = \frac{65 + 21 + 14}{10人} = 10日$

○被保険者数 = 10人

保険料の試算(ケース①)

- 委託者が一括契約で契約を行うことを想定した。
- 被保険者(操作者)の特定は記名式とした。
- 被保険者数は10人とし、付加特約の有無による比較を行ったものである。

項目	ケース①	ケース②
保険種類	普通傷害保険	
補償範囲	<u>時間的・場所的に限定しない</u> (24時間365日)	<u>水門・陸閘等の操作管理業務従事中的のみ</u>
保険契約者	操作管理委託者 (例)海岸管理者	
被保険者数	10人	
平均活動日数	16日(1回/月の訓練等+台風・津波による出勤4回)	
保険期間	1年	
保険金額	死亡・後遺障害: 10,000,000円 入院保険日額: 5,000円 通院保険日額: 3,000円	
付加特約	<u>天災危険特約</u>	<u>天災危険特約、管理下中担保特約</u> <u>通算短期率特約(平均活動日数方式)</u>
試算保険料	291,800円/年 1人あたり29,180円/年	86,200円/年 1人あたり8,620円/年

保険料の試算(ケース②)

- 委託者が一括契約で契約を行うことを想定した。
- 被保険者(操作者)の特定は記名式とした。
- 被保険者数は100人とし、付加特約の有無による保険料の比較を行ったものである。

項目	ケース③	ケース④
保険種類	団体傷害保険	
補償範囲	<u>時間的・場所的に限定しない</u> (24時間365日)	<u>水門・陸閘等の操作管理業務従事中的み</u>
保険契約者	操作管理委託者 (例) 海岸管理者	
被保険者数	100人	
平均活動日数	16日(1回/月の訓練等+台風・津波による出動4回)	
保険期間	1年	
保険金額	死亡・後遺障害: 10,000,000円 入院保険日額: 5,000円 通院保険日額: 3,000円	
付加特約	<u>団体割引、天災危険特約</u>	<u>団体割引、天災危険特約、管理下中担保特約、通算短期率特約(平均活動日数方式)</u>
試算保険料	2,780,000円/年 1人あたり27,800円/年	832,000円/年 1人あたり8,320円/年